

2022年1月19日

食のコミュニケーション円卓会議
代表 市川まりこ

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン案に対する意見書

【意見1】

食品添加物の「不使用」「無添加」表示は食品表示基準第9条(表示禁止事項)に該当すると認定すべきです。

【理由1】

「不使用」「無添加」の表示がある商品を購入している人はその購入理由として、73%の人が「安全で健康に良さそうのため」を挙げています。(平成29年度消費者意向調査結果報告書より)

このような消費者の誤った認識の上に成り立っている食品添加物の「不使用」「無添加」表示は健全な食品添加物の理解の妨げになりますので、いかなる場合でも使用するべきではありません。食品添加物の「不使用」「無添加」表示は食品表示基準第9条(表示禁止事項)に該当すると認定すべきです。

今回制定しようとしているガイドラインは食品添加物の「不使用」「無添加」表示をすべて禁止するものではないので、制定には反対です。

【意見2】

食品添加物の「不使用」「無添加」表示の禁止を容器包装上の表示だけではなく、広告の表示にも拡げるべきです。

【理由2】

消費者の食品添加物の「不使用」「無添加」表示に関する誤認は、容器包装上の表示に依るものだけではなく、広告の表示も大きく影響を受けていると考えます。このため、食品添加物の「不使用」「無添加」表示の禁止は、容器包装上の表示だけではなく、景品表示法とも連携して広告の表示まで拡げていくべきと考えます。

【意見3】

食品安全の基本的な考え方がすべての人に理解されるように、国としても積極的に関わってほしい。

【理由3】

食品添加物の「無添加」「不使用」表示については、消費者の誤認を利用する事業者側に問題があると同時に、消費者側にも、食品添加物の安全性や使用による利点などを理解できていないという問題があります。これは今回のガイドラインで対応できることではないものの、国は消費者の理解促進に努めてほしいと思います。

以上